昭和浄水場施設運転・維持管理業務
入 札 説 明 書

令和 8 年 2 月 27 日

奈良県広域水道企業団
大和郡山事務所

目　　次

第１　公告日 ---------- 1
第２　発注者 ---------- 1
第３　担当窓口 ---------- 1
第４　業務概要 ---------- 1
　１　業務名称 ---------- 1
　２　業務場所 ---------- 1
　３　対象施設 ---------- 2
　４　業務期間等 ---------- 2
第５　事業者選定の手続 ---------- 3
　１　契約締結までの流れ ---------- 3
　２　契約締結までのスケジュール ---------- 4
第６　募集要項 ---------- 5
　１　募集要項の構成 ---------- 5
　２　募集要項の公表 ---------- 5
　３　募集要項に関する質疑回答 ---------- 5
第７　参加資格要件等 ---------- 5
　１　応募者の参加資格要件等 ---------- 5
　２　参加資格の取り消し等 ---------- 7
第８　参考資料の閲覧 ---------- 7
　１　申込み期間 ---------- 7
　２　閲覧期間 ---------- 8
　３　閲覧時間 ---------- 8
　４　申込み、及び閲覧場所 ---------- 8
第９　現地の視察 ---------- 8
　１　申込み期間 ---------- 8
　２　視察日 ---------- 8
　３　集合時間 ---------- 8
　４　視察方法 ---------- 8
第10　資格審査（参加資格の確認） ---------- 8
　１　資格審査申請書類の構成 ---------- 8
　２　資格審査申請書類の提出 ---------- 8
　３　資格審査結果 ---------- 9
第11　入札書類の提出 ---------- 9
　１　入札書類の構成 ---------- 9
　２　入札書類の提出 ---------- 9
　３　提案上限額 ---------- 10
　４　最低制限価格 ---------- 10
　５　ヒアリングの実施 ---------- 10
　６　入札書の開札等 ---------- 10

7　入札の辞退 ---------- 10
8　入札の無効及び失格 ---------- 10
9　応募にあたっての留意事項 ---------- 11
10　入札書類の修正等 ---------- 11
11　著作権 ---------- 11
第 12　入札書類の審査 ---------- 12
1　選定委員会の設置 ---------- 12
2　審査方法 ---------- 12
3　審査事項 ---------- 12
4　審査結果の通知 ---------- 12
5　審査結果の公表 ---------- 12
第 13　落札者決定後の手続 ---------- 12
1　契約詳細の協議 ---------- 12
2　委託契約の締結 ---------- 12
3　落札者が委託契約を締結しない場合 ---------- 12
4　入札価格内訳書の提出 ---------- 13
第 14　入札保証金、契約保証金 ---------- 13
1　入札保証金 ---------- 13
2　契約保証金 ---------- 13
第 15　その他 ---------- 13
1　審査結果についての説明請求 ---------- 13
2　費用負担 ---------- 13
3　使用言語、計量単位、通貨及び時刻 ---------- 13
第 16　委託料の支払 ---------- 14
1　委託料の支払方法 ---------- 14

本入札説明書は、「昭和浄水場施設運転・維持管理業務」（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により選定するにあたり適用されるものであり、本業務に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項（入札公告、入札説明書、発注仕様書、落札者決定基準、様式集）によるものとする。

本業務の入札に参加することを希望する者は、募集要項に記載された民間事業者の内容を十分理解の上で、募集要項に沿って、本業務の目的に合った条件で、応募資料の作成等を行うものとする。

第１　公告日

令和８年２月27日

第２　発注者

奈良県広域水道企業団　企業長　山下　真

第３　担当窓口

本入札において、本業務の入札手続及び契約事務を担当する窓口（以下「担当窓口」という。）は、以下のとおりとする。

奈良県広域水道企業団　大和郡山事務所　工務課　浄水係

所在地：　〒639-1037　大和郡山市額田部北町１０３８

ＴＥＬ：　0743-56-0591

ＦＡＸ：　0743-56-0502

Ｅ－mail：yamatokoriyama-syowajosui@union.nara-water.lg.jp

第４　業務概要

１　業務名称　　昭和浄水場施設運転・維持管理業務

２　業務場所　　大和郡山市額田部北町他地内

3　対象施設

本業務が対象とする施設は、以下のものである。

⑴	昭和浄水場	⑽	椏木配水池
⑵	昭和浄水場県水受水タンク	⑾	椏木ポンプ場
⑶	矢田山第2配水池	⑿	東明寺ポンプ場
⑷	矢田山第3配水池	⒀	小泉減圧弁室
⑸	矢田山第4配水池兼県水受水池	⒁	新町電動弁室
⑹	山田ポンプ場	⒂	取水井戸
⑺	山田第1配水池		（昭和浄水場系統　21か所）
⑻	山田第2配水池		（旧北郡山浄水場系統　8か所）
⑼	大阪口配水池		

4　業務期間等

準備期間及び履行期間は以下のとおりとする。

（１）準備期間：令和８年５月 29 日　　～ 令和８年９月 30 日

（２）履　行　期　間：令和８年 10 月１日 ～ 令和 11 年９月 30 日

第５　事業者選定の手続

１　契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは、以下のとおりであり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２の規定に基づく総合評価一般競争入札方式により民間事業者の選定を行う。

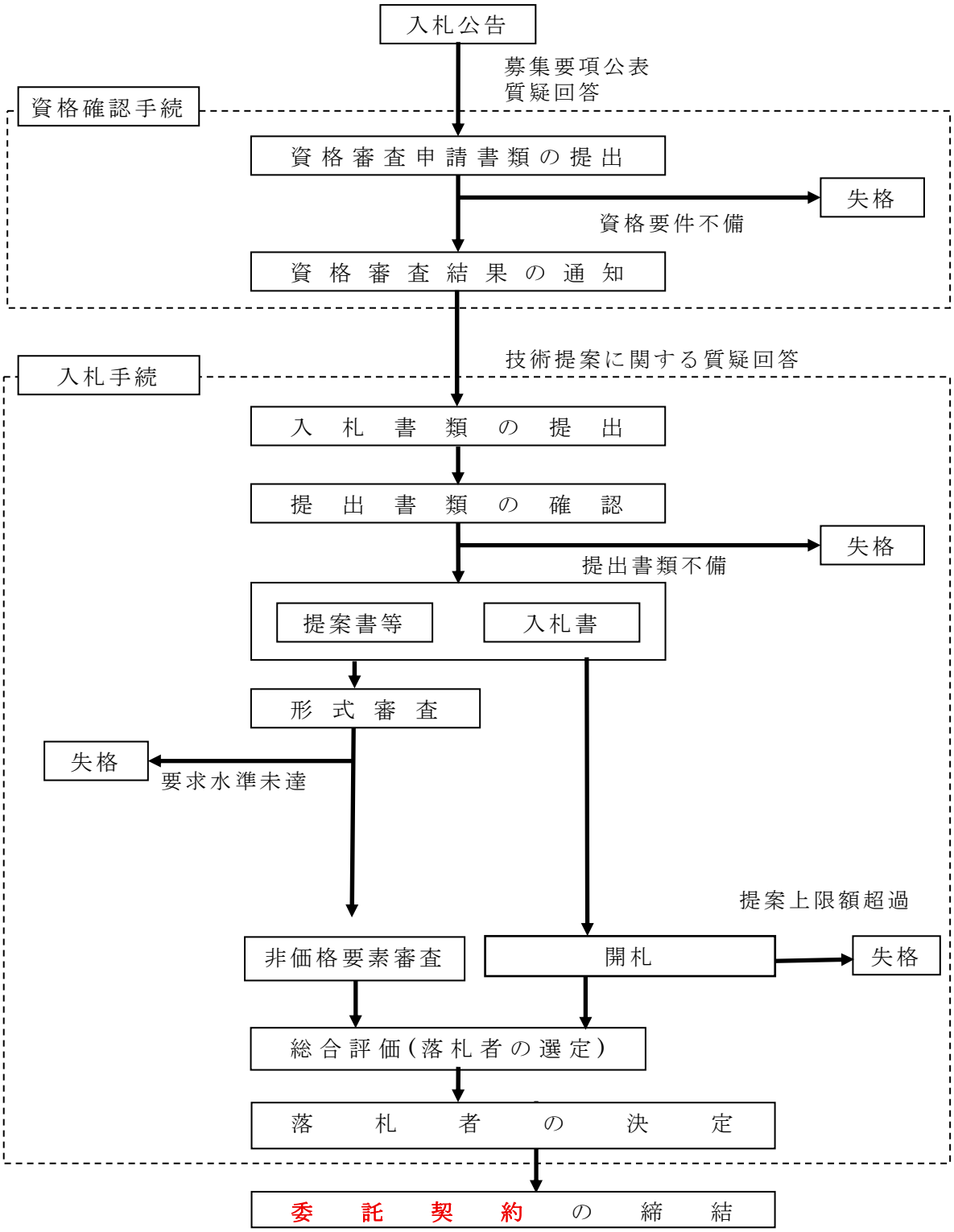

２　契約締結までのスケジュール

契約締結までのスケジュール（予定）は以下のとおりである。

No	内　　容	時　　期
①	入札公告	令和８年２月27日（金）
②	募集要項の配布開始	令和８年２月27日（金）
③	募集要項の質疑の受付	令和８年２月27日（金） ～令和８年３月６日（金）
④	募集要項の質疑に対する回答	令和８年３月９日（月）まで
⑤	資格審査申請書受付の締め切り	令和８年３月13日（金）
⑥	資格審査結果の通知	令和８年３月16日（月）
⑦	入札書類の提出日	令和８年３月26日（木）
⑧	入札書の開札	令和８年５月14日（木）
⑨	落札者の決定	令和８年５月15日（金）
⑩	落札者の公表	令和８年５月15日（金）
⑪	契約詳細の協議	令和８年５月
⑫	契約締結の協議	令和８年５月
⑬	契約の締結	令和８年５月29日（金）
⑭	業務の開始	令和８年10月１日(木)

なお、上記スケジュール（予定）は応募者の応募資料提出の状況、事業者選定委員会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

第６　募集要項

１　募集要項の構成

募集要項は以下の（１）～（５）の書類により構成される。これらの書類は応募資料及び入札書類を作成するにあたっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

（１）　入札説明書
（２）　発注仕様書
（３）　落札者決定基準
（４）　様式集（資格審査関係）
（５）　様式集（形式審査関係）

２　募集要項の公表

募集要項は、令和８年２月 27 日（金）から企業団のホームページに公表するので、ダウンロードし取得すること。

企業団のホームページＵＲＬ
https://www.union.nara-water.lg.jp/category/2-1-3-4-2-0-0-0-0-0.html

３　募集要項に関する質疑回答

（１）　質疑の受付

ア　募集要項に関する質疑がある場合は、「募集要項に関する質疑書」（様式第１号）を電子メールにより、以下に示す期間内に「担当窓口」まで提出するものとする。原則として、持込み、郵送、電話、ファックス及び口頭等による質疑は受け付けない。

（質疑の受付期間）
令和８年２月 27 日(金)から令和８年３月６日(木)　午後４時まで

イ　メールの表題は「募集要項に関する質疑」とすること。

ウ　質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は企業団が行うものとする。

（２）　質疑に対する回答

ア　質疑に対する回答は、以下に示す日までに企業団のホームページにおいて随時公表する。

（質疑の回答公表日）
令和８年３月９日（月）までに公表

イ　提出のあった質疑に関しては、本業務に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

第７　参加資格要件等

１　応募者の参加資格要件等

入札に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすものとする。また、企業団は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

（１）　本業務を遂行するに足る、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

（２）　大和郡山市の物品購入等に係る指名競争入札の参加資格等に関する要綱第３条の名簿に登載されている者

（３）　資格審査申請書等の提出日から落札者決定までの期間に、官公署より、指名停止措置を受けているものでないこと。

（４）　平成 28 年４月１日から公告日までの間に国内にある、現在稼働中の公称施設能力 9,000 ㎥/日以上の浄水場の運転維持管理業務に係る運転管理を、1 年以上継続して元請けした実績を有する者であること。

（５）　平成 28 年４月１日から公告日までの間に国内にある、高度浄水処理（生物処理）を行う浄水場の運転維持管理業務に係る運転管理を、1 年以上継続して元請けした実績を有する者であること。

（６）　総括責任者として、（４）の要件を満たす浄水場の運転管理業務に責任ある立場で従事し、従事者の指揮監督経験のある受託水道技術管理者又は水道施設管理技士２級以上の資格を有する者を配置できること。

（７）　奈良県広域水道企業団暴力団排除条例（奈良県広域水道企業団条例第１７号）第２条の規定による暴力団又は暴力団員に該当しない者であること、並びに、以下に示す各事項に該当しないこと。

ア　当該者が暴力団であるとき又は当該者の役員等が暴力団員であるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が当該者の経営に実質的に関与しているとき。

ウ　当該者が不正な利益を得、当該者の役員等若しくは第三者に不正な利益を得さしめ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているとき（当該者の役員等が不正な利益を得、当該者若しくは第三者に不正な利益を得さしめ、又は損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用しているときを含む）。

エ　当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与し、その他直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ　上記ウ及びエに掲げる場合のほか、当該者又はその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ　企業団発注に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながらこれを締結したき。

キ　当該者が上記アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）であって、企業団企業長が当該者に当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、当該者が正当な理由なしにこれに従わなかったとき。

ケ　企業団の契約を履行するに当り、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨企業長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（８）　公告日直前に終了した事業年度（1 年分）に係わる国税及び地方税の滞納がない者であること。

（９）　本業務を総括する本社または営業所が、近畿圏（大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・和歌山県・奈良県）内にあること。

(10)　ISO9001の認証取得している者であること。

(11)　緊急時の初期対応として、60分以内に応急復旧を開始する体制が確保できる者

(12)　以下に示す各法律の規定に該当する者でないこと。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加資格のない者。

イ　会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申し立てを行っている者。

ウ　会社法施行前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告を行っている者。

エ　旧破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てを行っている者。

オ　旧和議法（大正11年法律72号）第12条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和27年法律第172条）第30条の規定による更生手続開始申立て及び会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者。

カ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。（ただし、旧会社更生法及び会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた者を除く。）

２　参加資格の取り消し等

（１）　参加資格確認基準日は、資格審査申請書受付の締め切りの日とする。

（２）　応募者が、入札書類提出までの間に「第７、１」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

（３）　入札書類を提出した応募者（以後、入札書類を提出した応募者を「入札参加者」という。）が、入札書類提出から委託契約締結までの間に「第７、１」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該入札参者の資格を取り消すものとする。

第８　参考資料の閲覧

参加資格審査を受けようとする応募者（以下、「参加希望者」という。）のうち、企業団が閲覧の申込みを受理したものに対し、令和４年４月１日から令和８年１月末までの運転管理に関する資料（報告書・日報等）の閲覧を認めるものとする。

申込みは、「守秘義務に関する誓約書」（様式第６号）、及び「参考資料閲覧申込書」（様式第７号）に必要事項を記載して行うこと。また、「守秘義務に関する誓

約書」（様式第６号）は、第９の申込みに要するものとかねてよい。

１　申込み期間

令和８年２月 27 日(金)から令和８年３月４日(水)の午後４時までの期間

２　閲覧期間

令和８年３月６日(金)から令和８年３月９日(月)までの期間、企業団が指定した日

３　閲覧時間　午前 10 時より午後４時までの間で企業団が指定した時間

４　申込み、及び閲覧場所　「担当窓口」による

第９　現地の視察

参加希望者のうち、企業団が視察の申込みを受理したものに対し、現地（執務スペース等）の視察を認める。

申込は、「守秘義務に関する誓約書」（様式第６号）、及び「現地の視察申込書」（様式第８号）に必要事項を記載して行うこと。また、「守秘義務に関する誓約書」（様式第６号）は、第８の申込みに要するものとかねてよい。

なお、申込みを行った参加希望者に対しては、「現地視察案内」を送付する。

１　申込み期間

令和８年２月 27 日(金)から令和８年３月 13 日(金)の午後４時までの期間

２　視察日

令和８年３月 16 日(月)から令和８年３月 19 日(木)までの期間で、企業団が指定した日時

３　集合時間

「現地視察案内」に記載

４　視察方法

視察は参加希望者ごとに行う。視察人数は原則として３名までとする。

第 10　資格審査（参加資格の確認）

企業団は、応募者の参加資格確認を行うために資格審査を実施する。応募者は以下の内容に従って資格審査に係る申請を行い、審査を受けるものとする。

１　資格審査申請書類の構成

資格審査申請書類は以下のとおりとする。

（１）　資格審査申請書（様式第２号）

（２）　委託業務等の実績（様式第３号から第５号）

（３）　（２）の実績を証明する書類

２　資格審査申請書類の提出

資格審査申請書類は、正本１部をＡ４版フラットファイル２穴に綴じ、ＰＤＦデータを格納した電子媒体（CD-R）を添えて、以下のとおり持参すること。

（１）　受付期間　令和８年２月 27 日（金）から令和８年３月 13 日（金）の午後４時までの期間で土曜・日曜・祝日を除く。

（２）　受付時間　午前 10 時から午後 4 時まで
（３）　受付場所　「担当窓口」

３　資格審査結果
資格審査結果は、令和 8 年 3 月 16 日（月）までに「資格審査結果通知書」として書面により応募者に通知する。
なお、資格審査結果通知書には参加者番号を示すので、入札書類の指定された箇所に記載すること。

第 11　入札書類の提出
１　入札書類の構成
入札書類は以下のとおりとする。（以後、入札書類を提出した応募者を「入札参加者」という。）
（１）　技術提案書（様式第 9 号①～⑮）
（２）　提案書参考資料（様式第 10 号）
（３）　入札書（様式第 11 号）

２　入札書類の提出
（１）　提出様式
ア　提出数は、「第 11、１、（１）（２）」ついては正本１部、副本３部、電子媒体（CD-R）１枚を、「第 11、１、（３）」については１部を以下のとおり持参すること。
イ　提出様式としては、「第 11、１、（１）（２）」を項目ごとにインデックスを貼り付け、同一のＡ４版フラットファイル２穴に綴じ、「第 11、１、（３）」は、封筒に入れ封緘の上、封筒に入札参加者名を記載すること。
（２）　提出方法
ア　提出期限　　令和 8 年 3 月 26 日（木）　午前 10 時
イ　受付場所　　「担当窓口」
ウ　注意事項
（ア）　電子媒体（CD-R）には、「第 11、１、（１）（２）」の正本・副本版ともすべてのＰＤＦデータと、電子データで提出が可能なオリジナルデータを、様式名称等と関連付けたフォルダ構成、ファイル名により整理して格納すること。
（イ）　電子媒体（CD-R）へ格納するデータの条件は次のとおりとする。
Ａ　CD-R：Windows フォーマット
Ｂ　OS：Microsoft Windows11 以降のバージョン
Ｃ　使用アプリケーション：Microsoft Word 及び Excel
（ウ）　提出書類に企業名やロゴマークは一切使用しないこと。
（エ）　提出した書類及び電子媒体は、その一切を返却しないものとする。

３　提案上限額

本業務の提案上限額（税込価格）を以下のとおり設定する。

234,498,000 円

（消費税等　　21,318,000 円を含む。）

入札価格が、上記の提案上限額を超過している場合は、失格となる。

４　最低制限価格　定めない。

５　ヒアリングの実施　本入札において、ヒアリングは実施しない。

６　入札書の開札等

（１）　日時　令和８年５月 14 日（木）　午前９時（予定）

（２）　場所　企業団　大和郡山事務所　会議室

（３）　その他

ア　開札は選定委員会の委員の立会いのもとで行うものとする。

イ　入札参加者の立合いは行わない。

ウ　開札結果は、開札後直ちに発表する。

７　入札の辞退

入札参加者は、入札書類の提出後において入札を辞退することはできないものとする。

なお、辞退の場合は可能な限り早い段階にて「入札辞退届」（様式第 12 号）を「担当窓口」へ持参すること。

８　入札の無効及び失格

以下のいずれかに該当する場合は無効及び失格とする。

（１）　入札参加資格のない者の入札

（２）　資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札

（３）　企業団が提出を求めた証明書等を提出しなかった者の入札

（４）　同一人がした２つ以上の入札

（５）　入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字を誤脱し、又は不明な入札

（６）　明らかに談合によると認められる入札（談合の事実が明らかと認められる入札）

（７）　募集要項等の一部についてのみ入札した入札

（８）　入札書類が不足しているもの

（９）　入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの

(10)　一定の金額で価格を表示していないもの

(11)　入札について不正な行為があったとき

(12)　予定価格を超える金額で入札したもの

(13)　期限までに入札書類が到達しなかった場合

(14)　奈良県広域水道企業団契約規程（奈良県広域水道企業団管理規定第36号）に違反した者の入札

(15)　前各号に掲げる者のほか、本入札に関する条件に違反したとき。

9　応募にあたっての留意事項

（1）　応募者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）　応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行ってはならない。

（3）　公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、企業団は当該応募者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期若しくは取りやめることがある。

（4）　後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる場合がある。

（5）　企業団が必要と認めた場合は、入札の延期、中止、又は取り消しを行うことがある。この場合、応募者に発生した費用は応募者の負担とする。

10　入札書類の修正等

入札書類の提出後の修正、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、以下の場合において、企業団は適正な評価を行うため修正等を行う場合がある。

（1）　入札参加者の提出する提案書等のうち、事実を証明する資料について、誤記又は記載漏れ、その他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、不備の原因が、企業団が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められ、かつ、当該事実について、企業団が保有する資料により確認できる場合は、企業団が保有する資料により評価する場合がある。

（2）　入札参加者の提出する提案書等に、誤記又は記入漏れその他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、この誤記又は記入漏れが、その他の方法により正しい記載内容が容易に推測できる程度に軽微なものであり、ヒアリング若しくは電話等による確認により、正しい記載内容を確認したときは、企業団において誤記の訂正又は記入漏れの補記を行ったうえで評価する場合がある。

なお、提案書等の内容に入札参加者を特定できる表現がある場合は、企業団において、抹消したあとに評価する。

（3）　入札参加者の提出する提案書等に、資料の不足があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、技術提案及び事業計画の内容に影響しない事項については、資料の追加提出の指示を行う場合がある。

11　著作権

企業団は、著作権が入札参加者に帰属する入札書類について公表等の必要があ

る場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合、著作権を保有する者は、当該公表について最大限配慮しなければならない。

第 12　入札書類の審査

1　選定委員会の設置

企業団は、民間事業者の選定にあたり、選定委員会を設置し、選定委員会の審査結果に基づいて落札者を決定する。

2　審査方法

（1）　落札者の選定

選定委員会は、あらかじめ設定した落札者決定基準に従って提案書類の審査を総合評価の方法により行い、落札者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、各評価項目及び入札価格に応じた評価値を算出し、評価値の最も高い者を落札者として選定することで行う。

（2）　落札者の決定

企業団は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

3　審査事項

落札者決定基準に示す。

4　審査結果の通知

審査結果は、入札参加者に対して「昭和浄水場施設運転・維持管理業務事業者選定結果」として、書面により通知する。

5　審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに「昭和浄水場施設運転・維持管理業務事業者選定結果」として、企業団のホームページにて公表する。

第 13　落札者決定後の手続

1　契約詳細の協議

企業団と落札者は、委託契約の締結のために契約の詳細について協議を実施するものとする。ただし、契約の詳細協議は、詳細の調整を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わないものである。

2　委託契約の締結

企業団は、落札者と昭和浄水場施設運転・維持管理業務にかかる委託契約を締結する。なお、委託契約の締結をもって、落札者を「受託者」とする。

3　落札者が委託契約を締結しない場合

落札者が委託契約を締結しない場合は、最終審査対象者の中から「落札者決定

基準」における順位の高い者から順次契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結する。

4　入札価格内訳書の提出

企業団と委託契約を締結しようとする落札者等は、「第 13、１」に示す協議にあたって、企業団に対して発注仕様書に示される各業務及び各年度に区分された入札価格内訳書（様式任意）を提出しなければならない。

第 14　入札保証金、契約保証金

1　入札保証金　免除する。

2　契約保証金

奈良県広域水道企業団契約規程（奈良県広域水道企業団管理規定第 36 号）第 19 条第１項第１号により、本企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結する、または同条第１項第５号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

なお、履行保証保険契約では、契約金額の 100 分の 10 を契約保証に充てる額と定めること。

第 15　その他

1　審査結果についての説明請求

参加資格が認められなかった応募者及び落札者とならなかった入札参加者は、その理由について企業団に対して説明を求めることができる。

（1）　説明請求受付

ア　受付の期日等

応募者又は入札参加者が、審査結果についての説明を求める場合には、審査結果を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（期間中における企業団の休日を除く。）に「担当窓口」へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。

イ　請求方法

（ア）　説明請求書は、持参又は郵送でのみ受け付けるものとする。

（イ）　郵送の場合は、郵便書留又は配達記録郵便とする。

（ウ）　持参の場合は、午前 10 時から午後４時までの受付とする。

（2）　説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、説明請求を受けた日の翌日から起算して７日以内（期間中における企業団の休日を除く。）に書面により行う。

2　費用負担

本入札説明書における上記すべての手続に関して、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

3　使用言語、計量単位、通貨及び時刻

応募に際して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成４年法第 51 号）

に定めるもの、通貨は日本国通貨（円）、時刻は日本標準時とする。

第 16　委託料の支払

1　委託料の支払方法

企業団は、契約金額を履行期間の月数で分割した金額を毎月支払うものとし、毎月の業務報告書を受領した場合は、当該受領日から 14 日以内に、受託者に対して業務確認結果を通知する。ただし、委託料の減額がある場合には、その旨も併せて通知する。

なお、月割りにより支払額に端数が発生した場合、各年度の最終月（３月又は９月）に調整する。